

2026年度追加オークションの募集要綱等の概要および スケジュールについて

(対象実需給年度:2027年度)

2025年11月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント
3. 追加オークションに関する今後のスケジュール
4. 追加オークションの実施判断にかかる確認等
5. 容量確保契約の変更または解約確認について
6. 2026年度追加オークション（対象実需給年度:2027年度）の事業者向けの周知

- **2026年度追加オークション**（対象実需給年度:2027年度）に向け、本日は、「容量市場**追加オークション募集要綱**（対象実需給年度:2027年度）」と「**容量確保契約約款**」の案について、**主なポイント**と**意見募集等のスケジュール**について報告を行う。

■ 2026年度追加オークション (対象実需給年度:2027年度) に向け、「容量市場追加オークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の意見募集を実施する。

関連文書		概要	公表状況	
容量市場募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024~29年度向け 公表済	
	容量市場追加オークション募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024~26年度向け 公表済	
	長期脱炭素電源オークション募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2023~25年度応札 公表済	
容量確保契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
容量市場業務マニュアル ※1※2	メインオークション	参加登録・応札・容量確保契約書契約締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024~29年度向け 公表済
		実需給前に実施すべき業務(全般)編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024~28年度向け 公表済
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024~27年度向け 2028年度以降※3向け 公表済
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024~27年度向け 公表済
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024~25年度向け 2026年度以降※3向け 公表済
		実需給期間中 リクワイアメント対応(安定電源)(変動電源(単独))(変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	・算定諸元(容量停止計画、発電計画・発電上限等)の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載	2024~25年度向け 公表済
		実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	
		容量拠出金対応編	・容量拠出金(仮算定含む)、還元額、追加請求額の確認、支払手続き等について記載	

※1: 初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2: 対象実需給年度毎に公表 ※3: 対象実需給年度に依らず共通

関連文書		概要	公表状況	
容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源 オークション	参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 	2023～25年度応札 公表済
		電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 	公表済
		実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 (別冊) 容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 	
		ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 	
		実需給期間中 リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 	
		容量拠出金対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載 	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済	

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通

2. 追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

主な反映事項

2025年度追加オークション（対象実需給年度:2026年度）からの変更点

反映箇所

発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定

- ▶ 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、これまでの調達上限容量の仕組みを用いつつ、発動指令電源の同一価格札については、実効性達成率に応じた優先約定とする仕組みを適用する。

【募集要綱】
第6章1.落札電源の決定方法

2. 追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定 (1/3)

【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法

<変更前>

<変更後>

(1) 以下の手順にて調達オークション（全国）の落札電源を決定します。

- (略)
- エ 発動指令電源は、H3需要の1%を上限に調達します（北海道エリアを除く）。
なお、追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の調達上限に追加します。

(1) 以下の手順にて調達オークション（全国）の落札電源を決定します。

- (略)
- エ 発動指令電源は、~~は~~の約定処理は応札容量に調整係数を乗じた容量にて行います。
また、~~は~~、応札容量に調整係数を乗じた容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。

なお、各エリアのH3需要の1%を上限に調達します~~（北海道エリアを除く）~~。
~~なお、~~追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の各エリアの調達上限に追加します。

発動指令電源の応札容量の合計が調達オークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の落札候補電源を決定します。

- ① 応札上限容量を超過していないエリアは全て落札候補電源とします。
- ② 応札上限容量を超過しているエリア内は実効性達成率の高い順に落札候補電源とします。なお、実効性達成率※1は以下の式で算定します。
- ・ 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加した事業者の実効性達成率 (%) = Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2 ※3 ÷ Σ (当該事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100
 - ・ 対象実需給年度2026年向け実効性テストに参加していない事業者の実効性達成率 (%) = Σ (全事業者の対象実需給年度2026年向け実効性テスト後のアセスメント対象容量) ※2 ※3 ÷ Σ (全事業者の対象実需給年度2026年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量) ※3 × 100
- ※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率 (%) を算定します。小数点第11位を四捨五入します。
- ※2 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える場合は、アセスメント対象容量をテスト結果とします。
- ※3 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。
- ③②において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。



2. 追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定 (2/3)

2. 発動指令電源の優先約定の条件 (上限超過時の同一価格札) (4) 達成率の算定式

7

■ これまでお示した条件を踏まえ、事業者毎に最新の1年度分のメインオークションの契約時点のアセスメント対象容量と、実効性テスト後のアセスメント対象容量から実効性達成率*を算定し、約定処理における落札電源の決定に用いることとなる。

*実効性達成率 (%)

$$= \frac{\sum (\text{当該事業者の実効性テスト後のアセスメント対象容量}) \times 1 \times 2}{\sum (\text{当該事業者のメインAX契約時点のアセスメント対象容量}) \times 2} \times 100$$

※1: 実効性テストにおける発動実績が、実効性テスト実施時のアセスメント対象容量を超える契約は、アセスメント対象容量をテスト結果とする

※2: 発動指令電源のアセスメント対象容量は調整係数反映前の容量

第56回容量市場の在り方等に関する検討会資料より (2024.6.27)

2. 発動指令電源の優先約定の条件 (上限超過時の同一価格札) (6) 新規参入者の扱い

9

- 新規参入者は実効性達成率の実績が存在しないことから、市場管理者側で設定する必要がある。新規参入の障壁とならないよう配慮した案としては、**A案: 全事業者平均の実効性達成率と設定するか、B案: 平均より高く (例えば100%等) 設定する案**が考えられる。
- **B案は、新規参入が促進されるメリットはあるが、既参入事業者が別名で新規参入するといった事象が生じた場合には公平な競争環境を歪める虞がある。**企業形態は様々であり同一事業者かどうかの特定は現実的ではないという中で、このような事態は避ける手立てが別途必要となる。
- **A案は、定性的には成績上位事業者による寡占化につながる等の懸念があるものの、導入上限は実際の供給力の2倍程度と、現時点では十分な枠が存在しているため、平均と設定された新規事業者が参入できない可能性は低いと考えられる。**
- 以上から、参入障壁とまではならない範囲において、新規参入者が過度に優先されないことがない、**A案: 全事業者平均*の実効性達成率*と設定**してはどうか。

※全事業者の加重平均を想定

N-1年度実効性テスト

実効性達成率 (テスト後/契約時点)	
A事業者	: 100/100 (100%)
B事業者	: 160/200 (80%)
C事業者	: 15/ 25 (60%)
D事業者	: 20/ 50 (40%)
全事業者平均	: 295/375 (79%*)
※全事業者の加重平均により算出	



N年度オークション

約定処理における優先順位	
A事業者	: 100%
B事業者	: 80%
E事業者(新規)	: 79%
C事業者	: 60%
D事業者	: 40%

2. 追加オークション募集要綱案および約款案の主なポイント

発動指令電源の実効性達成率に応じた優先約定 (3/3)

3. 発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合の約定処理

11

■ 今後は、発動指令電源の応札容量の合計がオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、**下記①～④の順で約定処理を行う。**※1、※2、※3

- ① 調達上限容量を**超過していないエリアは全て約定**
- ② 調達上限容量を超過しているエリアは、**超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配**
- ③ **当該エリア内の約定、未約定は最新の実効性達成率を考慮して決定**
- ④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定

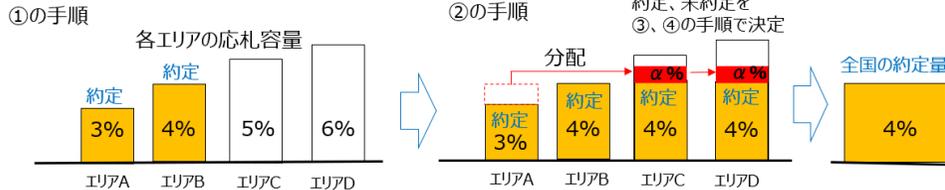
※1：0円以外の同一価格札を調達上限容量における約定する場合についても同様の手順で行う

※2：市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断する

※3：約定点等で発動指令電源以外と同一価格の応札があった場合は、全ての同一価格の札の中から落札電源を決定

第56回容量市場の在り方等に関する検討会資料より (2024.6.27)

<約定のイメージ> 調達上限容量が4%の場合



4. まとめ

12

- 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、現在のオークションにおける調達上限容量の仕組みを用いつつ、**上限超過時の同一価格札**については**実効性達成率に応じた優先約定とする仕組み**の検討を行った。
- **実効性達成率の算出**については、応札時の枠取りを抑止する観点から、**リスト未提出分も含み、事業者毎の単位で算出**する。
- **参照する実効性達成率実績**は、最新の状況が評価されるよう、**最新の1年度分**とする。
- **適用するタイミング**については、今後実施される実効性テストの結果を反映できるよう、**2025年度メインオークションから適用**を行う。(2025年度のメインオークションの募集要綱に導入の考え方を反映することを予定 (第6章落札電源の決定方法))
- 今回検討を行った実効性達成率については、以降のオークションで参照していくこととなるため、今回作成を行う**2024年度メインオークション向けに更新する容量確保契約約款に記載**を行う。(第16条③(1)実効性テストの結果等)

3. 追加オークションに関する今後のスケジュール 意見募集の実施

- 「**容量市場追加オークション募集要綱**（対象実需給年度:2027年度）」と「**容量確保契約約款**」の案について、**12月に意見募集の開始**を予定している。
- 意見募集でいただいたご意見をもとに、「**容量市場追加オークション募集要綱**（対象実需給年度:2027年度）」と「**容量確保契約約款**」の公表を行う。

3. 追加オークションに関する今後のスケジュール 参加登録や応札期間など

- 2026年度追加オークション（対象実需給年度:2027年度）に向け、**2月上旬に募集要綱の公表、事業者向け説明会の実施、3月頃に参加登録の開始、4月頃にオークションの実施判断、需要曲線の公表、6月頃に応札の受付**を予定している。
- 応札に向けた日程や手続きは、確定次第、広域機関HPで公表を行いながら、あわせて事業者説明会資料等でも発信を行っていく。

- 11月27日 : 募集要綱案の概要
- 12月頃 : **募集要綱案の意見募集の実施**
- 2月上旬 : **募集要綱の公表**
- 2月上旬 : **追加オークションや応札業務に関する事業者向けの説明会等**
- 3～4月頃 : **参加登録**（事業者情報、電源等情報、期待容量）
- 4月頃 : **追加オークション実施判断、需要曲線※の公表** ※リリースオークションの場合は供給曲線
- 6月頃 : **応札の受付**（追加オークション実施となった場合）
- 7月頃 : 約定結果の公表（追加オークション実施となった場合）

<記載の日付は予定であり変更となる可能性があります>

- **追加オークションの実施判断**にあたっては、需要想定やメインオークションで調達した供給力等の情報を確認する。
- メインオークションで調達した供給力については、以下を反映する。
 - 実効性テスト結果 (夏：2025年7～9月、冬：2025年12月～2026年2月)
 - 容量停止計画の調整結果 (2025年11～12月)
 - 供給計画に基づく需要想定更新 (2026年3月)
 - 容量確保契約の変更または解約確認 (結果反映：2026年3月)
- 追加オークションの実施判断に必要な「**容量確保契約の変更または解約確認**」については、昨年までと同様、**広域機関HPで案内**を実施する。(次ページ参照)

※容量市場からの市場退出の表明、及び、長期脱炭素電源オークションにおける供給力提供開始時期の変更を行う場合には、手続きに一定の期間を要するため可能な限り早めに申し出を行うことが求められる。

- 追加オークションの実施判断として扱う場合の「容量確保契約の変更または解約確認」については、
 - メインオークションで落札した電源等では「市場退出」
 - 長期脱炭素電源オークションで落札した電源等では「供給力提供開始時期の変更」
 を対象として、提出書式や登録期限が2026年3月6日18時である旨を広域機関HPで公表している。

- メインオークションで落札した電源等での「市場退出」時の経済的ペナルティ、および長期脱炭素電源オークションで落札した電源等での「供給力提供開始時期の変更」時の経済的ペナルティは、容量確保契約の変更または解約の確認期限日を起点に、約款の適用される条項が異なる。
 (それぞれの経済的ペナルティの詳細については、次ページ以降を参照。)

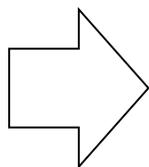
対象	登録タイミングと約款適用条項	
	2026年3月6日（金）18時まで	2026年3月6日（金）18時超過
メインオークションで落札した電源等での「市場退出」	容量市場 容量確保契約約款 第13条第1項① (5%)	容量市場 容量確保契約約款 第13条第1項② (10%)
長期脱炭素電源オークションで落札した電源等での「供給力提供開始時期の変更」	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款 第15条第1項① (5%)	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款 第15条第1項② (10%)

- **メインオークション**で落札した電源等での「**市場退出**」時の経済的ペナルティの内容は以下のとおり。

<容量市場 容量確保契約約款>

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。
 - ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
 - ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%



【実需給年度2027年度における経済的ペナルティ】

- **2026年3月6日（金）18時までに市場退出を表明された電源等**
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × **5%**
- **2026年3月6日（金）18時以降に市場退出を表明された電源等**
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × **10%**

※市場退出の表明についての実需給年度2027年度の確認期限は2026年3月6日18時となり、その後の様式等の提出〆切は2026年3月27日です。

※市場退出の要件は、容量確保契約約款第12条にもとづきます。所定の書式の提出が2026年3月27日までに行われない場合は、確認期限以降に市場退出表明が行われたものと扱います。

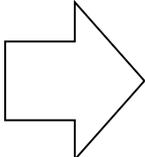
- **長期脱炭素電源オークション**で落札した電源等での「**供給力提供開始時期の変更**」時の経済的ペナルティの内容は以下のとおり。

<長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款>

第15条 制度適用期間前のペナルティ（一部抜粋）

1. 本機関は、前条の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、ペナルティを科します。
 - ① 供給力提供開始時期の遵守供給力提供開始時期についてメインオークション又は追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。
 - (1) 当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合
経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 × 契約容量 × 5%
 - (2) 当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合
経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 × 契約容量 × 10%

【実需給年度2027年度における経済的ペナルティ】

- 
- **2026年3月6日（金）18時までに容量市場システムにて供給力提供開始時期の変更申込及び電源等情報登録様式の再提出を実施された電源等**
経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 × 契約容量 × **5%**
 - **2026年3月6日（金）18時以降に容量市場システムにて供給力提供開始時期の変更申込及び電源等情報登録様式の再提出を実施された電源等**
経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 × 契約容量 × **10%**

<事業者向け資料より抜粋>

- 追加オークションの参加に向けた登録業務（事業者情報、電源等情報、期待容量）や応札の手順について、留意点に関して説明会資料等でも周知を行っていく。

<事業者情報>

- 過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

<電源等情報>

- 実需給2027年度向けの電源等情報を登録済の場合は、新たに電源等情報を登録する必要はありません。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。**長期脱炭素電源オークションの落札電源（参加条件を満たすもの）が参加する場合は、新たに電源等情報の登録が必要**ですのでご注意ください。
- **発動指令電源**については、実需給2年度前（2025年度）の実効性テストのため、既に電源等リストの登録（2025年2月末迄）がされており、あらためて登録が必要な項目および提出書類はありません。

<期待容量>

- 調達オークションの応札を希望する事業者で、期待容量が**未登録**の場合や、メインオークションにて登録済の期待容量が**変更**となる場合は、期待容量の登録または**変更を行ってください**。
- 期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水、蓄電池）および変動電源）を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の**再登録が必要**となります。
- **発動指令電源にて追加オークションへ参加する場合には、実効性テストの対応で期待容量の登録※が完了しているため、追加オークションにて新たに期待容量を登録いただく必要はありません。**

※電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令の対象となる電源 I' の実績を代替して報告することが可能です。

<応札>

- オークションに参加を希望される事業者は、**電源等毎に応札情報を登録**してください。